

# 商品概要説明書

## フクフク定期貯金

(令和元年10月1日現在)

商品名	・スーパー定期貯金<単利型> (愛称：フクフク定期貯金)
ご利用いただける方	・当JAで「障害基礎年金」「遺族基礎年金」「障害年金」等を受給されている方
期間	・1年 (自動継続はできません。)
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1円以上300万円以内 (お一人につき300万円まで) ・1円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入日において店頭表示する預入期間1年のスーパー定期貯金<単利型>の利率に0.25%上乗せした利率 (以下「約定利率」という。) を満期日まで適用します。 ・満期日以降に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割で計算します。 ・20.315%(国税 15.315%, 地方税 5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手数料	—
付加できる特約事項	・マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第4位以下切捨て) により計算した利息とともに払い戻します。 ①預入期間6か月未満の場合：解約日における普通貯金利率 ②預入期間6か月以上1年未満の場合：約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること。」という3条件を満たすものを除く) と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当JA本支店・出張所または金融共済部 金融課 (電話：025-527-2020) にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所 (電話：03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部 金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会 (電話：025-222-5533) そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 (以下「東京三弁護士会」という) では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」

<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・お預け入れ期間中、当組合で継続して年金をお受け取りいただくことが条件となります。条件を外れた場合は、預入時の預入期間 1 年のスーパー定期貯金&lt;単利型&gt;の利率を適用します。</li> <li>・預入店舗は当組合一店舗とさせていただきます。</li> <li>・総合口座の担保に組入れできません。</li> <li>・他の優遇金利等と重複する取扱はできません。</li> <li>・取扱期間は令和 2 年 5 月 31 日までとなります。</li> </ul>
-------------------	--

詳しくは窓口にお問合せください。

J A えちご上越